

奈良市介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表
(令和8年6月施行版)

令和8年6月

1 介護予防訪問介護相当サービス(指定事業所)	1
2 訪問型サービスA	2
3 訪問型サービスC	3
4 介護予防通所介護相当サービス(指定事業所)	4
5 通所型サービスC	5

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
〇〇%加算	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

1 介護予防訪問介護相当サービス（指定事業所）

サービスコード		サービス内容略称		奈良市介護予防・日常生活支援総合事業 単位数サービスコード表		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A2	1321	訪問型独自サービス13	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(上限) 3,727単位を超える場合	ロ(1)~(3)の合計が3,727単位を超える場合	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3,727単位	日割の場合	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179	1回につき	
A2	2621	訪問型独自サービス23				(二) 所要時間45分以上の場合	220	1回につき	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163	1回につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	高齢者虐待防止未実施減算	(上限) 3727単位を超える場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	1回につき
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	1回につき
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	1回につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		業務継続計画未策定減算	(上限) 3727単位を超える場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21			(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23	(二) 所要時間45分以上の場合				2単位減算	-2	1回につき
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	1回につき		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算			

3 訪問型サービスC(短期集中)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
種類	項目						
A3	1001	訪問型サービスC(短期集中)	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で4回まで	状態改善の達成を目指す期限(3ヶ月~6ヶ月)を明確に設定した上で、保健・医療等の専門職が、利用者の機能低下の状況に応じて、集中的に訪問型予防サービスを提供するもの	603	100%	1日につき

4 介護予防通所介護相当サービス(指定事業所)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき		
A6	1112 通所型独自サービス11日割			日割の場合 ÷30.4日	59単位	59	1日につき	
A6	1121 通所型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2		3,621	1月につき		
A6	1122 通所型独自サービス12日割			日割の場合 ÷30.4日	119単位	119	1日につき	
A6	1113 通所型独自サービス21回数	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき	
A6	1123 通所型独自サービス22回数	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447	1回につき	
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合 ÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	-4	1回につき	
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷30.4日	1 単位減算	-1	1回につき	
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合 ÷30.4日	1 単位減算	-1	1回につき
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	-4	1回につき	
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき	
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	1月につき	
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月あたりの回数を定める場合		94 単位減算	-94	1回につき	
A6	5612 通所型独自サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240		
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50		
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200		
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算Ⅰ		150 単位加算	150		
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算Ⅱ		160 単位加算	160		
A6	6310 通所型独自サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480		
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88		
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24		
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100		
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200		
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5		
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ-1-1	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算		1月につき	
A6	6183 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ-2-1			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算			
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ-1-1			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算			
A6	6184 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ-2-1			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算			
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ-1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算			
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ-1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算			
A6	6185 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ-1-2		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算			
A6	6186 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ-2-2			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算			
A6	6187 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ-1-2			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算			
A6	6188 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ-2-2			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算			
A6	6189 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ-2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算			
A6	6190 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ-2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		事業対象者・要支援2	59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21回数・定超	ロ 1月あたりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		事業対象者・要支援2	59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月あたりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

5 通所型サービスC(短期集中)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
種類	項目						
A7	1011	通所型サービスC(短期集中)(運動機能)(基本)	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で8回まで	状態改善の達成を目指す期限(3ヶ月~6ヶ月)を明確に設定した上で、保健・医療等の専門職が、利用者の機能低下(運動機能)の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供するもの	350	100%	1日につき
A7	1012	通所型サービスC(短期集中)(運動機能)(基本+送迎片道)	同上		375		
A7	1013	通所型サービスC(短期集中)(運動機能)(基本+送迎往復)	同上		400		
A7	1021	通所型サービスC(短期集中)(栄養改善)(基本)	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で3回まで	状態改善の達成を目指す期限(3ヶ月~6ヶ月)を明確に設定した上で、保健・医療等の専門職が、利用者の機能低下(栄養改善)の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供するもの	350	100%	1日につき
A7	1022	通所型サービスC(短期集中)(栄養改善)(基本+送迎片道)	同上		375		
A7	1023	通所型サービスC(短期集中)(栄養改善)(基本+送迎往復)	同上		400		
A7	1031	通所型サービスC(短期集中)(口腔機能)(基本)	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で3回まで	状態改善の達成を目指す期限(3ヶ月~6ヶ月)を明確に設定した上で、保健・医療等の専門職が、利用者の機能低下(口腔機能)の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供するもの	350	100%	1日につき
A7	1032	通所型サービスC(短期集中)(口腔機能)(基本+送迎片道)	同上		375		
A7	1033	通所型サービスC(短期集中)(口腔機能)(基本+送迎往復)	同上		400		